

## 各戸検針及び水道料金等の徴収等に関する協定書

恵庭市公営企業（以下「甲」という。）と共同住宅の所有者（申請者等）

（以下「乙」という。）との間に、恵庭市受水槽を経由し

て給水を受ける集合住宅に係る水道料金等の算定及び徴収に関する要綱（令和6年10月1日実施）（以下「要綱」という。）に基づき、装置及び各戸メーターの検針並びに水道料金等の納入等に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 本協定において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

（水質の保全及び装置の維持管理）

第2条 装置の修理及び維持管理並びに水質の保全については、全て乙の責任をもって処理するものとする。

2 甲は、必要と認めたときは、乙の装置を検査し、乙の負担により適当な措置をさせることができるものとし、乙はこれを拒むことができないものとする。

（メーターの設置等）

第3条 乙は、乙の負担により、子メーターとして要綱第8条に規定する遠隔指示式又は集中検針盤式のメーターを設置し、設置後の維持管理及び検定有効期間の満了による取替えを行うものとする。

2 乙は、設置場所に検針の支障となる物件を設置しないものとする。

3 乙は、オートドアロック方式の施錠の共同住宅の内部に集中検針盤等を設置する場合は、事前に暗証番号を甲へ届け出るものとし、その他の施錠の方法によるものは検針に支障がない方法を講じるものとする。

（検針及び料金納入方法）

第4条 甲は、各戸メーターを検針し、使用者ごとに水道料金等を賦課するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、各戸メーターの水量合計値が親メーターの水量値に比して5パーセントを超えて上回る場合の料金を徴収する場合は、乙が負担するものとする。

3 甲は、使用者ごとの検針通知書を各棟1階又は入口の郵便受けに配布する。

4 使用者の水道料金等の納入方法は、原則として口座振替とする。ただし、甲が認める場合は、この限りでない。

（管理責任者の選任）

第5条 乙は、本協定に付随する事務を行う者（以下「管理責任者」という。）を選定し、甲に届け出なければならない。

- 2 選定する管理責任者は、協定内容等に疑義が生じたときに速やかに対応できる者とする。
- 3 乙と管理責任者は、要領及び本協定書に定められた内容について連帯して責任を負うものとする。
- 4 甲は、管理責任者が不相当と認めるときは、乙にこれを変更させることができる。

（管理責任者の取扱事務）

第6条 乙及び管理責任者は、次に掲げる事務を取り扱うものとする。

- (1) 共同使用にかかる各戸メーターの水量合計値が親メーターの水量値に比して5パーセントを超えて上回る場合の水道料金等の納入に関すること。
- (2) 使用者が甲の定める納入期限までに水道料金等を納入しない場合は、当該使用者に対し水道料金等の早期納入を促すこと。

（申請者の提出書類）

第7条 申請者等は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる書類を管理者に速やかに提出しなければならない。

- (1) 申請者等に変更が生じた場合 各戸検針承認申請書及び申請者等（所有者・住所）変更届
- (2) 申請者等の住所に変更が生じた場合 申請者等変更届
- (3) 管理責任者に変更があった場合 管理責任者選任届
- (4) 使用者に転出入等の異動があった場合 使用者による転出入の給水契約手続に係る書類
- (5) 装置の増設、改造又は撤去をするための工事をしようとする場合 当該工事内容のわかる書類

- 2 本協定の内容を変更する場合は、双方の協議を経た上で新たに協定を締結するものとする。

（周知及び協力）

第8条 乙は、使用者に対して常に本協定内容を周知し、甲の業務が円滑に処理できるように協力しなければならない。

（権利義務の承継）

第9条 乙は、建物の所有者が変更となるときは、変更前に、本協定の内容及び必要な手続について、新たに所有者となる者へ説明しなければならない。

（協定の解除）

第10条 甲は、乙が本協定に違反し、甲に勧告されても是正しないときは、本協定を解除することができる。

- 2 甲は、使用者から水道料金等が6か月を過ぎてもなお納入されないときは、本協定を解除し、

速やかに乙に対し親メーターの検針による一括請求を行うことができる。

- 3 前2項の規定により、本協定を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責めを負わない。

(法令等の遵守)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めるもののほか、装置及び子メーターの検針並びに水道料金等の納入に関し、法令等を遵守するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、協定期間満了1か月前までに甲乙いずれからも異議の申立てがないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 恵庭市京町1番地  
恵庭市公営企業  
恵庭市長

乙